

# 平成30年 黒部市教育委員会5月臨時会 議事録

日時 会場	平成30年5月15日(火) 午前9時30分～10時00分 黒部市役所第2委員会室
出席者	教育長 国香 正稔 教育委員 川崎 正美 教育委員 前田 潤 教育委員 加藤 昌弘 教育委員 雪山 俊隆 教育部長 長田 行正 次長・学校教育課長・学校給食センター所長 能登 昌幸 学校教育班長 齊藤 誠 学校教育課庶務係長 前林 丈雄
傍聴人	1名  (会議冒頭「市民憲章」朗唱)
教育長外	(冒頭に雪山委員より新教育委員就任の挨拶、続いて教育長以下挨拶…略)
教育長	それでは、黒部市教育委員会5月臨時会を進めます。はじめに、教育長職務代理者の指名であります。指名にあたり、制度的な事項について、事務局から説明があります。
学校教育課長	教育長職務代理者の指名に関しまして、ご説明します。(以下、説明概要) (1)教育長は教育委員会の構成員かつ代表者であることから、その代理は事務局職員ではなく教育長が教育委員の中から指名 (2)職務代理者が行う職務のうち、具体的な事務の執行等、職務代理者が自ら事務局を指揮監督して事務執行を行うことが困難である場合には、法第25条第4項に基づき、その職務を教育委員会に事務局職員に委任することが可能 (3)教育長職務代理者の任期は、法律に定めはなく、教育長が別の教育委員を指名するまでを任期とし、黒部市教育委員会では1年を節目としている。
教育長	只今、説明がありましたが、何かご質問はありませんか。(なし) 特に無いようでありますので、これより教育長職務代理者を指名いたします。教育長職務代理者に「川崎委員」を指名します。川崎委員から一言ご挨拶をいただきたいと思っております。
委員	(川崎委員挨拶…略)
教育長	次に、席次についてであります。慣例により、1番に雪山委員、2番に加藤委員、3番に前田委員、4番に川崎委員として決定したいと思っておりますが、いかがでしょうか。
委員	(各委員…異議なし)
教育長	特に、異議等が無いようでありますので、現在の配席を委員の席次として決定し、次回以降、同様とします。よろしくお願ひします。
教育長	最後に、その他であります、事務局から説明があります。

事務局	(事務連絡として、当面の行事等日程等について、簡単に説明)
委員	少し確認したいことがあります。教育長と教育委員長が一本化された新しい教育委員会制度において、「教育長職務代理者は、教育長に事故があるとき、または欠けたときに職務を行う」とのことですが、「事故があるとき」、「欠けたとき」の定義を教えてください。
事務局	法律を解説した逐条解説の記載を見ますと、まず「事故があるとき」とは、「自己、配偶者若しくは三親等以内の親族の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件のため議事に参与することができない場合、又は病気、旅行その他の理由のため職務を行うことができない場合等、教育長が在職中ではあるが、実際に職務を行うことができないときをいう。」とされています。次に「欠けたとき」とは、「死亡、辞職、失職、罷免等の原因により、既に教育長である者がいなくなったときをいう。」とされています。
委員	そのようなことはあまり起きないと思います。そういう意味で、大変な状況のときに、職務代理者が仕事をするということになると思います。一方、教育長の代わりに挨拶をするということがありますが、単に挨拶をするということであれば、教育委員が職務代理者として、または経験年数順に行うといったことについて、教育委員が行うべきものなのでしょうか。
教育部長	解釈上は正確には記載されているものではありませんが、事務局としては、教育部長や学校教育課長といった事務局内の役職があるものの、教育委員が出席されている行事につきましては、教育委員にご挨拶をしていただいたほうがより適切であると考えているところです。なお、これにつきましては、決まったルールがあるというわけではありません。
委員	挨拶することを敬遠しているわけではないですが、教育委員がすべきもの、部長や課長がすべきものなど、線引きすべき部分もあるかと思います。代読や自身の言葉として述べる場合など、主催者の考えもあるかと思いますが、教育委員が出席した際に、対応に苦慮することもあるかと思いますので、事務局には配慮してもらいたいと思います。
教育部長	どういった立場で挨拶するかということについて、確かに対応が変わる部分がありますので、事前に主催者と打合せするなど、しっかりと相手方と連携したいと思います。
委員	教育委員会会議規則第2条において、「席次は、くじで定める。」とありますが、先ほどは「慣例により」との話でありましたので、整合性が取れていないと思います。特に問題があるというわけではないのですが、なぜこのような記載になっているのでしょうか。
教育部長	この件について事務局でも調べてみたのですが、県の会議規則でも同様の定めとなっていました。ただ、現実的に教育委員の就任年数に差異がある状況ですので、その年数を参考として席次を決めており、今回は慣例によりという説明をいたしました。それでは、どのような時にくじをして決めるのかということですが、事務局の想定では、例えば市町村合併があったときには、新しい教育委員会が発足し、教育委員も同列といえますか、年数も基本的には同じとなりますので、その際はくじをするということになると思います。それ以降は、年数に応じて席次を決めているという現状であります。
委員	規則第3条において、「教育長及び教育長職務代理者がともに不在になるときは、年長の委員が臨時に職務を行う」とありますが、この年長とは、どの年数をもって判断しているのでしょうか。

学校教育課長	年齢でもっての判断と解釈しています。
教育部長	議会でも、同様の趣旨により、市議会議員選挙後の初の議会で用いられています。
委員	以前には、職務に就いた年数という説明であったかと思います。その点が少しはっきりしていない感がありますので、整理していただきたいと思います。
教育部長	経験年数ということでの説明をしていたかもしれませんが、挨拶や代理出席などの実施内容で解釈を変えているのか、また、上位法でこの点が位置付けられているかどうかを含め、再度確認したいと思います。
委員	規則の改正を含め、誤解の無いような形にしてもらいたいと思います。
教育長	ご意見ありがとうございました。
学校教育課長	(事務連絡として、クールビズの取扱いについて説明)
教育長	以上で本日の内容は全て終了いたしました。これもちまして、5月臨時会を閉会します。

上記、議事録の正確なることを証するために、次に署名する。

平成 30 年 5 月 29 日

署名人 黒部市教育委員会 教育長 国 香 正 稔